



塩竈市の包括連携協定に関する 手引き

令和7年3月

(令和8年3月改定)

塩竈市総務部政策課



目 次

1. はじめに	1
2. 包括連携協定の目的	1
3. 基本的な考え方	
(1) 包括連携協定のあるべき姿	2
(2) 用語の定義	3
(3) 個別協定との違い	3
4. 包括連携協定締結の要件	
(1) 事業者の基準	4
(2) 事業の基準	4
5. 締結までの流れと事業実施のその後	
(1) 包括連携協定締結の判断	5
(2) 包括連携協定締結の判断（図式化）	6
(3) 事業実施のその後	7
6. その他 包括連携協定に関する考え方	
(1) 連携事業の実施	8
(2) 連携事業の把握	8
(3) 連携事業の公表	8
(4) 定例会議等の開催	8
(5) 包括連携協定の有効期間	8
(6) 包括連携協定の見直し	8
7. 資料	
(1) 包括連携協定一覧	9
(2) 包括連携協定書 ひな形	12

1. はじめに

塩竈市の公民共創・連携の主なものとして、大学や民間企業等との包括連携協定があり、令和8年3月時点で19団体と締結しており、各部課で締結している個別協定の締結は25団体となっています。

締結項目における対象は、子どもから高齢者までであり、分野においても医療、福祉、健康、防災、DX推進、産業、教育、スポーツなど広範囲にわたっています。

この手引きでは、市と大学や民間企業等の事業者が協力して、地域課題の解決や市民サービス向上に取り組んでいくために、包括連携協定の考え方などを整理しています。

2. 包括連携協定の目的

少子高齢者社会の進展と人口減少が進む中、行政に求められる役割は多様化・複雑化しています。

事業者においても、従来型の企業利益追求ではなく、社会貢献や地域貢献の意識の高まりとともに、自治体と連携した課題解決に向けた取組が多く実施されています。

これらのことから、市では大学等や民間企業と包括連携協定を締結することで、市民サービスの向上を推進しています。それぞれの持つ人材、知識、情報などの資源を有効に活用して、相互に協力することにより、持続的な発展に繋げていきます。

3. 基本的な考え方

(1) 包括連携協定のあるべき姿

第6次塩竈市長期総合計画において、協働に関して以下のとおり掲げています。

分野7 協働 みんなが主役になれるまち

(2) 大学や企業等との交流・連携。共創と多様化する社会への理解促進

①大学・企業等との相互の交流やつながりを深め、それぞれの幅広い知見から新たな価値を創出する「協働・共創によるまちづくり」を進めます。

この考え方に基づき、多様化・複雑化する行政課題について、市、大学、民間企業などの多様な主体が、それぞれの強みを生かし解決に向け取り組みながら、市民サービスの向上を目指していきます。

【参考】第6次塩竈市長期総合計画

08まちづくりの手法

(1) 多様な担い手による協働・共創のまちづくりの推進 (前略)

行政が担うべき分野はしっかりと役割を果たしつつ、市民や民間事業者などの活躍ができる分野については、多様な主体がそれぞれの役割を発揮し、つながりを深めながら「協働・共創によるまちづくり」を進めます。

協働・共創によるまちづくり



3. 基本的な考え方

(2) 用語の定義

事業者

企業や大学等の法人、その他団体であり、市との連携・協力による事業活動や公共活動を行うもの。

連携事業

市と事業者の双方が連携・協力し、地域課題の解決に向けて取り組む事業活動や公共活動。

包括連携協定

連携事業の実施に関し必要な事項を定め、市と事業者との双方の合意の上で締結する協定。

(3) 個別協定との違い

包括連携協定は、個別の目的のために事業を実施する個別協定とは異なり、地域の活性化や地域課題の解決、市民サービスの向上に向けて、多岐にわたる分野において、連携事業を推進していくための協定です。

種 別	概 要	所 管	要 件
包括連携協定	多岐にわたる分野で包括的に相互協力する取組を行うための協定	政策課	本手引きに記載
個別協定	災害時応援協定など個別具体的な目標達成のために締結する協定	担当課	担当課が個別に判断

4. 包括連携協定締結の要件

(1) 事業者の基準

包括連携協定を締結する事業者は、以下に掲げる項目のいずれにも該当しないものとしします。

NO.	内容
①	法令等に違反する行為を行った事業者
②	会社更生法及び民事再生法による手続き中である事業者
③	代表者及び役員が暴力団員である事業者
④	市税の滞納がある事業者
⑤	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類する事業者
⑥	ギャンブルに係る事業者（公営事業を除く。）
⑦	法律に定めのない医療類似行為に係る事業者
⑧	その他包括連携協定を締結する対象としてふさわしくない事業者

(2) 事業の基準

包括連携協定に基づき実施する事業は、以下に掲げる項目のいずれにも該当しないものとしします。

NO.	内容
①	事業者の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
②	第三者の利益誘導の恐れのあるもの
③	政治的または宗教的目的を有するもの
④	法令等で製造、提供等が禁止され、法令等に基づく許可を受けていないもの
⑤	非科学的なもの、迷信に類するもので、不安を与える恐れのあるもの
⑥	その他連携事業としてふさわしくないもの

5. 締結までの流れと事業実施とその後 1 - 1

(1) 包括連携協定締結の判断

事業者から包括連携協定締結の提案があった場合①、総務部政策課が窓口になり、提案された事業内容を確認②、関連する各部課に連携事業の確認・照会③します。その結果、包括連携協定締結の判断④をします。その後、事業者は連携事業の実施時期や内容⑤について、担当課や政策課と連携して調整⑥し、事業の実施を目指します。また、包括連携協定締結⑦に向けて、日時や協定項目、参加者などを調整します。

①連携の提案

- ・事業者から包括連携協定、実施事業についての提案

②提案内容の確認

- ・複数分野での提案で市の考え方や方針と一致するか
- ・地域の課題解決や地域活性化に資するか、市民サービス向上に寄与するか

③関連部課への確認・照会

- ・事業者からの提案に対して、課題解決や市民サービス向上結びつくか
- ・市民ニーズはあるか、実現可能性はあるか

④包括連携協定締結の判断

- ・③の結果をもとに協定締結の判断をする
- ・協定締結しない場合、業者に理由を説明する

⑤連携事業の精査

- ・実施事業の具体的な内容や時期の確認をする

⑥庁内調整

- ・実施事業に向けた調整と確認をする
- ・事業者と各担当で直接調整する（政策課が伴奏支援する場合あり）

⑦包括連携協定の締結

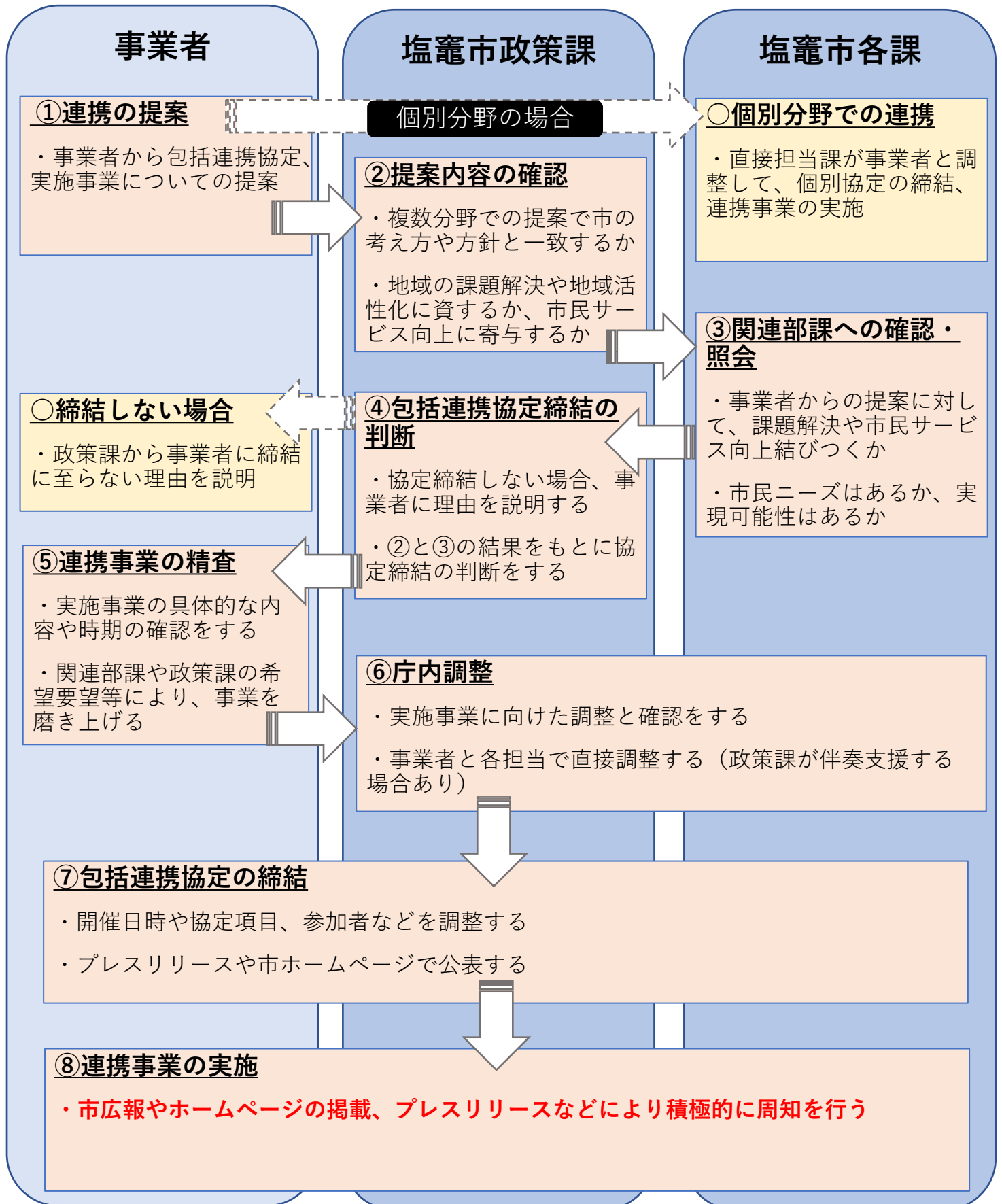
- ・開催日時や協定項目、参加者などを調整する
- ・プレスリリースや市ホームページで公表する

⑧連携事業の実施

- ・市民等に積極的なプレスリリースや広報を行う

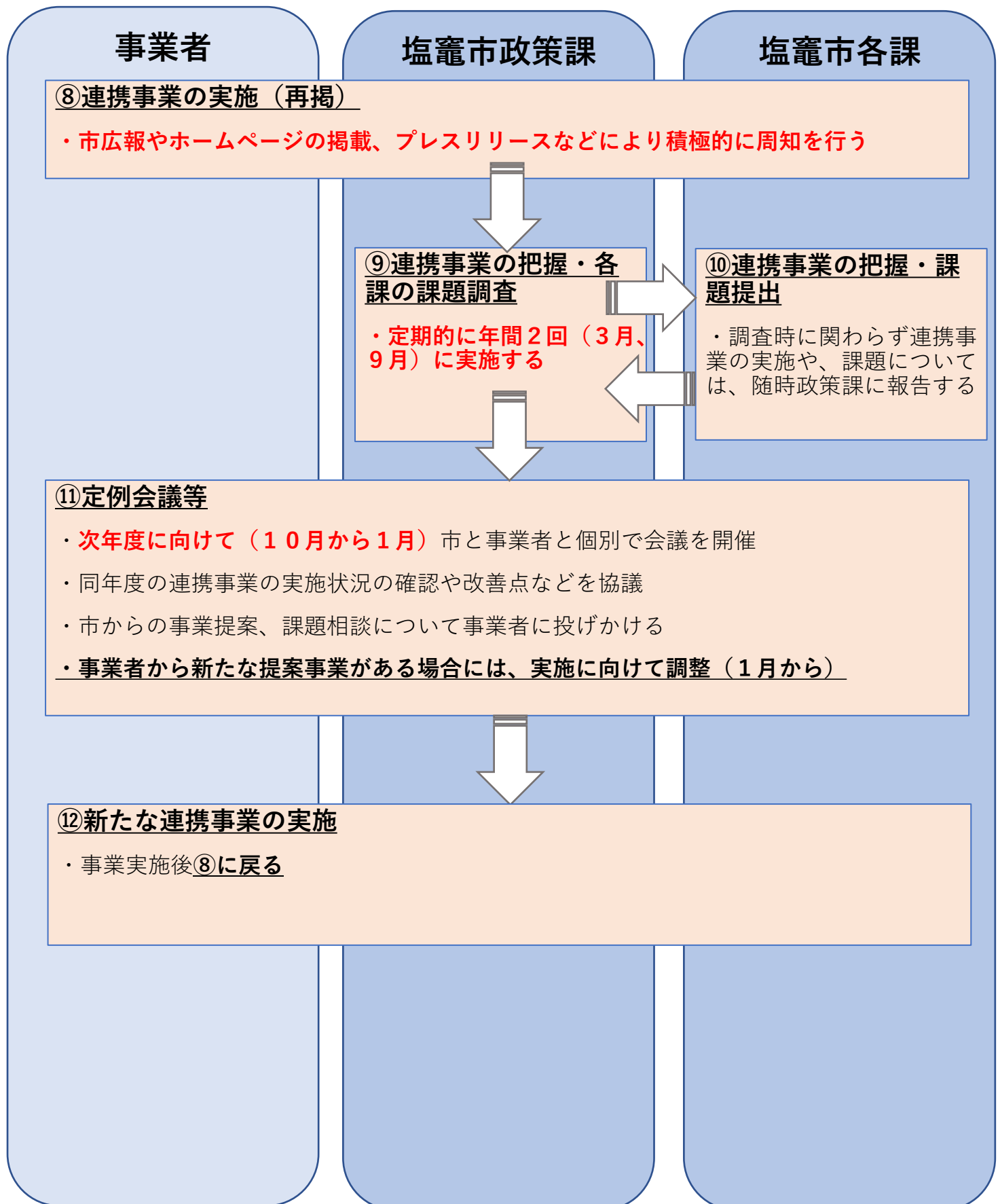
5. 締結までの流れと事業実施とその後 1-2 (図式化)

(2) 包括連携協定締結の判断 (前ページを図式化)



5. 締結までの流れと事業実施とその後 1-3 (事業実施後)

(3) 事業実施のその後



6. その他 包括連携協定に関する考え方

(1) 連携事業の実施

連携事業は、単発的な実施にならないよう継続性に留意する必要があります。また、連携事業を効果的に実施するため、情報を交換し、実施内容等について協議を行います。基本的には協定締結後に連携事業を実施しますが、締結前でも実施可能です。なお、費用負担等が発生する場合には、協定に基づき事業者と協議します。

(2) 連携事業の把握

連携事業の実施状況を把握するため、令和6年12月に総務部長名で「包括連携協定締結団体との事業実施後の報告 について」を発出して、事業実施後の速やかな報告を依頼しています。今後も第2四半期ごとに定期的に依頼すると同時に、各課と事業者とのマッチングを図るため、事業連携の希望を調査します。

(3) 連携事業の公表

市と事業者は、連携事業の実施において対等な関係であります。市民等への積極的な広報やプレスリリースを行うことで、事業者のさらなる地域貢献活動への意欲向上に結び付けて、地域課題の解決と活性化を図ります。

(4) 定例会議等の開催

新たな連携事業の検討や見直したため、原則、市と事業者は年に1回以上の意見交換を実施することにします。また、市の担当者の変更などが予想される毎年4月には挨拶やメールなどで事業者とのつながりを確保することとします。

(5) 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、締結の日から1年間とし、期間満了の1か月前までに双方から申出が無い場合には、1年間更新するものとし、以降も同様にします。

(6) 包括連携協定の見直し

包括連携協定の締結から、原則3年以上連携事業が無い場合には、事業者と見直しについて協議するものとします。

7. 資料 包括連携協定一覧 1 - 1

(1) 大学等

相手方	締結日	連携内容
塩釜高等学校	令和7年11月11日	①教育・人材育成に関すること ②防災・減災に関すること ③地域の活性化に関すること
北杜学園	令和7年9月3日	①教育・人材育成に関すること ②健康・福祉に関すること ③地域活性化に関すること ④前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること
学校法人誠真学園 宮城誠真短期大学	令和7年6月30日	①教育に関すること。 ②人材育成に関すること。 ③子育て支援に関すること。
東北医科薬科大学	令和6年11月22日	①医療・福祉に関すること。 ②教育に関すること。 ③地域活性化に関すること。 ④前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。
学校法人朴沢学園	令和4年3月28日	①浦戸諸島の振興に関すること。 ②食文化の普及発展に関すること。 ③スポーツの振興に関すること。 ④教育に関すること。 ⑤健康福祉に関すること。 ⑥産業の振興に関すること。 ⑦前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。
東北福祉大学	令和元年11月18日	①地域の発展に関すること。 ②大学および地域の人材育成に関すること。 ③学術・学際に関すること。
学校法人青山学院 青山学院大学	平成26年2月6日	①学生ボランティア活動に関すること。 ②教育の支援活動に関すること。 ③地域文化の振興に関すること。 ④地域福祉の支援活動に関すること。 ⑤地域産業および観光の振興に関すること。 ⑥災害発生時の相互支援に関すること。 ⑦地域活動に関すること。 ⑧大学の教育、学術研究および社会活動に関すること。 ⑨その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する こと。

7. 資料 包括連携協定一覧 1 - 2

(2) -1 プロスポーツ団体

相手方	締結日	連携内容
株式会社楽天野球団	令和6年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ① 東北楽天ゴールデンイーグルスのPRに関する事。 ② 試合興行および地域貢献活動への支援に関する事。 ③ 住民との交流活動への支援に関する事。 ④ 青少年の健全育成に向けた取り組みに関する事。 ⑤ スポーツ活動促進に関する事。 ⑥ フィールドサポートプログラムに関する事。 ⑦ その他、地域貢献活動に関する事。
株式会社ベガルタ仙台	令和5年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民にサッカーがより身近に感じてもらえる事。 ② スポーツの振興に関する事。 ③ 市民の健康増進に関する事。 ④ 子どもたちの健全育成に関する事。 ⑤ 交流人口の拡大に関する事。 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事。
株式会社 マイナビフットボール クラブ	令和4年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民にサッカーがより身近に感じてもらえる事。 ② スポーツの振興に関する事。 ③ 市民の健康増進に関する事。 ④ 子どもたちの健全育成に関する事。 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事。
株式会社仙台89ERS	令和2年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民にバスケットボールがより身近に感じてもらえる事。 ② 子どもたちの健全育成に関する事。 ③ 地域の活性化に関する事。 ④ その他塩竈市および株式会社仙台89Ersが必要と認める事。

7. 資料 包括連携協定一覧 1-3

(3) -1 民間企業等

相手方	締結日	連携内容
(一社)全国古民家再生協会及び(一社)全国空き家アドバイザー協議会宮城県塩竈支部	令和7年11月28日	①空き家等に係る情報共有に関する事 ②空き家等の利活用に係る調査、研究に関する事 ③ 空き家等の利活用の相談・促進、取組に係る助言等に関する事 ④その他甲、乙及び丙が協議して必要と認める事項に関する事
株Bloom Act	令和7年5月26日	① DX推進に関する事 ②情報発信の強化に関する事 ③ 人材育成に関する事 ④その他、地域の活性化に関する事
日本生命相互会社	令和7年5月1日	①健康増進・疾病予防に関する事 ② 子どもたちの健全育成に関する事 ③ 地域の安全・安心に関する事 ④ 市政情報の発信に関する事 ⑤前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事
株式会社シンシアージュ	令和6年9月4日	① 教育・人材育成に関する事 ② スポーツの振興に関する事 ③ 健康増進に関する事 ④ 子どもたちの健全育成に関する事
株式会社アイエンター	令和6年8月20日	① DX推進に関する事 ② 人材育成に関する事 ③ 地域の活性化に関する事
杜の都信用金庫	令和5年3月20日	① 地域経済の振興および活性化に関する事 ② 地域の暮らしの安全安心に関する事 ③ 地域社会への貢献に関する事 ④ 人材育成に関する事 ⑤ 交流人口の拡大に関する事 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事
明治安田生命保険相互会社	令和4年1月11日	① 健康増進に関する事 ② 地域の安全・安心に関する事 ③ スポーツ・文化振興に関する事 ④ 産業・観光振興に関する事 ⑤ SDGsの普及啓発に関する事 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事
大塚製薬株式会社	令和3年11月12日	① 健康長寿を目指した健康づくりの推進に関する事 ② 熱中症対策に関する事 ③ 生活習慣病予防の推進に関する事 ④ 食育の取組に関する事 ⑤ 女性の健康の取組に関する事 ⑥ 防災対策に関する事 ⑦ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事

7. 資料 包括連携協定一覧 1-3

(3) -2 民間企業等

相手方	締結日	連携内容
一般財団法人 東京水産振興会	令和3年6月8日	<ul style="list-style-type: none"> ① 市場の活性化・魚の流通消費拡大に関する事。 ② 食育・魚食普及に関する事。 ③ おさかなミュージアムの展示・企画運営に関する事。 ④ その他水産振興と水産業の発展に関する事。
ヤマト運輸株式会社	令和2年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災・災害対策に関する事。 ② 地域の活性化に関する事。 ③ 産業振興に関する事。 ④ 福祉支援に関する事。 ⑤ 浦戸諸島の生活支援に関する事。 ⑥ その他塩竈市及びヤマト運輸株式会社が必要と認める事。
日本郵便株式会社	令和2年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ① 安心・安全に関する事。 ② 地域活性化に関する事。 ③ 教育・人材育成に関する事。 ④ 健康づくりに関する事。 ⑤ 地域住民の利便性向上に関する事。
宮城海上保安部	令和2年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の安全確保に関する事。 ② 人材育成に関する事。 ③ 子どもたちの健全育成に関する事。 ④ 地域の活性化に関する事。
みやぎ生活協同組合	平成30年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ① 震災復興支援に関する事。 ② 市政情報と観光情報の発信に関する事。 ③ 地産地消の推進と地場産品の利用拡大に関する事。 ④ 健康増進・食育に関する事。 ⑤ 環境保全活動に関する事。 ⑥ 大規模災害時の対応に関する事。 ⑦ 防災・減災に関する事。 ⑧ 子育て支援に関する事。 ⑨ 高齢者支援に関する事。 ⑩ 障がい者支援に関する事。 ⑪ 生活困窮者に関する事。 ⑫ スポーツ、文化、芸術の振興に関する事。 ⑬ その他地域社会の活性化、住民生活の向上に関する事。
株式会社七十七銀行	平成29年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ① 創業・新規事業創出の支援および促進に関する事項 ② 産業振興に関する支援および促進に関する事項 ③ 企業立地の促進に関する事項 ④ まちづくり事業の支援および促進に関する事項 ⑤ その他地方創生の推進に関する事項

7. 資料 包括連携協定 ひな形1-1

塩竈市と○△□（事業者名）との包括連携協定書

塩竈市と株式会社○△□との包括連携に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と株式会社○△□（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に密接な連携を図り、双方が持つ資源を有効に活用することで、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上と地域の活性化を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し協力する。

- (1) ○○○○○○に関すること。
- (2) △△△△△△に関すること。
- (3) □□□□□□に関すること。
- (4) ◇◇◇◇◇◇に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、前項の連携及び協力の実施時期、実施方法、費用負担等の具体的な事項については、協議を行い、定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事項の実施に当たり知り得た秘密を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならず、また、本協定の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定の終了後も存続するものとする。

（個人情報の取扱い）

第4条 甲と乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第28号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

7. 資料 包括連携協定 ひな形1-2

塩竈市と〇△□（事業者名）との包括連携協定書

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙より書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更等）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議し、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宮城県塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

乙 〇〇県△△市◇◇町 丁目 番 号
株式会社〇△◇
代表取締役社長

塩竈市の包括連携協定に関する手引き
令和7年3月（令和8年3月改定）
塩竈市総務部政策課

〒985-8501

宮城県塩竈市旭町1番1号

電話 022-355-5631 FAX 022-267-3124

Mail seisaku@city.shiogama.miyagi.jp

URL <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>